

郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 研究活動行動規範

平成 27 年 4 月 1 日 施行

郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部（以下「本学」）は建学の精神に基づき、本学において研究活動を行うすべての者及びこれを支援するすべての者が遵守すべき行動規範を定め、本学の学術研究が社会からの信頼を得るべくその行動を自ら律し、説明責任を果たして科学と社会の健全な関係の構築を図る。

1. 研究者の責任

研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識・技術・経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

2. 研究者の行動

研究者は、学術研究の自主性・自律性が社会からの信頼と信託の上に成り立つことを自覚し、常に正直・誠実に判断し、行動する。また、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を社会に示す最善の努力をすると共に、研究者相互の評価に積極的に参加する。

3. 自己研鑽

研究者は、自らの専門知識・能力及び技芸の維持向上に努めると共に、学術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すよう弛まず努力する。

4. 説明と公開

研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間・社会・環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努める。

5. 法令等の遵守

研究者は、研究の実施等に当たっては、法令及び関係規則並びにこの行動規範及び本学の諸規程を遵守する。

6. 研究費の取扱い

研究者は、研究費の使用にあたり法令及び本学の諸規程等を遵守し、これを適正に使用する。また、研究費の源泉が公的資金、財団や企業等からの助成金、共同研究費、寄付金、学生生徒等納付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努める。

7. 公正性

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・発表等の過程において、この行動規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。さらに、研究成果の発表にあたって

は、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者のみを著者又は発表者とする。

8. 研究対象等の尊重

研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する。研究者が人の行動・環境・心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合には研究への協力者に対してその目的・収集方法・個人情報の取扱い等について分かり易く説明し、協力者の同意を得る。また、実験動物等は動物福祉に配慮し真摯な態度でこれを扱う。

9. 個人情報の保護

研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料・情報・データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らさない。但し、本人の同意がある場合はこの限りでない。

10. 他者との関係

研究者は、他者の知的成果などの業績を正当に評価すると共に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者の名誉や知的財産権を尊重すると共に、職務上知り得た他者の成果、知的財産権等に関して守秘義務を要するものは、これを遵守する。

11. 差別・ハラスメントの排除

研究者は、研究活動において起こりうるあらゆる形態の差別及びハラスメントを起こさない。また、立場や権限を利用して、その指示・指導等を受ける者に研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を行わない。

12. 環境・安全への配慮

研究者は、実験等に用いる施設、設備、装置、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物、薬品等を取り扱う場合には、法令及び関係規則並びに本学の諸規程等を遵守し、研究に従事する者、その他の本学構成員及び学外者並びに生物及び環境に対し、いかなる危険を及ぼすこともないよう、その安全管理に万全を尽くす。また、研究で用いた廃液、薬品、材料等は、法令を遵守の上、環境に害を与えないよう責任をもって処理する。

13. 利益相反の防止

研究者は、研究活動における社会連携活動を行うにあたり、利益相反行為を未然に防ぐ最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力をする。

14. 研究を支援する者の責務

本学において研究者の研究活動を支援するすべての者は、この行動規範に反する行為を為さず、また、不正行為の防止を行い、この行動規範に沿った研究活動の支援と研究環境の整備に努める。

以上